

計画書

阪神間都市計画公園の変更（尼崎市決定）

1. 都市計画公園中 3.3.401 号大物公園及び 7.3.401 号佐璞丘公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	3.3.401	大物公園	尼崎市東大物町 1 丁目	約 1.5ha	芝生広場、遊具広場、エントランス広場、休憩所、植栽（区域及び面積の変更）
特殊公園	7.3.401	佐璞丘公園	尼崎市猪名寺 1 丁目	約 2.2ha	散策路、休憩所、史跡、樹林（区域及び面積の変更）

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画公園に 3.3.426 号南の口公園を次のように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	3.3.426	南の口公園	尼崎市大島 3 丁目	約 1.0ha	芝生広場、遊具広場、休憩所、バスケットコート、植栽

「区域は計画図表示のとおり」

3. 都市計画公園中 2.2.4021 号南の口公園を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

理由書

○3. 3. 401号 大物公園

阪神大物駅周辺地区は、古くからの住宅が多く、本市北部地域と比較すると、人口減少と少子高齢化が同時に進行している地域であり、新たなまちの魅力を創出し、地域の活性化を図る必要がある。

そのため、周辺の施設整備と連携しながら、既存都市計画公園を中心とした都市再生に取り組み、居心地が良く歩きたくなる空間を形成し、地域の活性化を図るため、3. 3. 401号大物公園の区域及び面積を変更する。

○7. 3. 401号 佐璞丘公園

佐璞丘公園は、昭和32年に都市計画決定された風致公園で、現在約0.1haが供用されているが、残りは未整備となっている。

本公園は、本市に残る貴重な自然林を保全、活用するために風致公園として都市計画決定されたものである。都市計画決定時に計画していた風致公園としての機能を確保できる区域とするよう一部削除するものである。

○3. 3. 426号 南の口公園、2. 2. 4021号南の口公園

多世代が集う地域コミュニティの場、市街地における環境の保全や災害時における一時避難地等の公園機能の充足を図るため、大庄西中学校跡地の一部を3. 3. 426号南の口公園として追加し、老朽化した2. 2. 4021号南の口公園を廃止する。

変更前後対照表

3.3.401号 大物公園

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	近隣公園	3.3.401	大物公園	尼崎市 東大物町1丁目	約1.5ha	郷土の森、多目的広場、遊戯施設、大藤棚
変更後	近隣公園	3.3.401	大物公園	尼崎市 東大物町1丁目	約1.5ha	芝生広場、遊具広場、エントランス広場、休憩所、植栽（区域及び面積の変更）

7.3.401号 佐璞丘公園

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	特殊公園	7.3.401	佐璞丘公園	尼崎市 猪名寺1丁目	約2.6ha	散策路、休憩所、史跡、樹林
変更後	特殊公園	7.3.401	佐璞丘公園	尼崎市 猪名寺1丁目	約2.2ha	散策路、休憩所、史跡、樹林（区域及び面積の変更）

2.2.4021号 南の口公園

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	街区公園	2.2.4021	南の口公園	尼崎市 大島3丁目	約0.74ha	日陰棚、タコの山、植栽、サークルベンチ
変更後						